

○平成 30 年 3 月 31 日までの取扱いについて

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで掲載していた F A Q の内容は以下のとおりです。なお、平成 30 年 4 月 1 日以後は法令の改正により取扱いが変更されておりますので、更新後の F A Q (国税庁ホームページ「ホーム > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ > 源泉所得税関係に関する FAQ」) をご覧ください。

Q3-5 平成 27 年以前からマル優の適用を受けているのですが、平成 28 年 1 月以後も引き続きマル優の適用を受けるためにはマイナンバー(個人番号)を届け出る必要はありますか。(平成 28 年 4 月 1 日更新)

(答)

平成 27 年以前にマル優の適用を受けていた方が、平成 28 年 1 月以後に預入を行う預貯金等について、引き続き非課税適用を受けるためには、原則として、預入を行う都度「非課税貯蓄申込書」を金融機関に提出する必要があります。平成 28 年 1 月以後に提出する「非課税貯蓄申込書」にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要とされていましたが、所得税法等の改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日以後に提出する「非課税貯蓄申込書」にはマイナンバー(個人番号)の記載が不要とされました。

したがって、平成 27 年以前からマル優の適用を受けていた方が、平成 28 年 4 月 1 日以後にマル優の適用を継続する際にマイナンバー(個人番号)を金融機関に届け出る必要はありません。

ただし、以下の申告書を金融機関に提出する場合には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

- 「非課税貯蓄申告書」
- 「非課税貯蓄限度額変更申告書」
- 「非課税貯蓄に関する異動申告書」
- 「非課税貯蓄廃止申告書」

(注) 障害者等の少額公債の利子の非課税制度についても同様です。

(更新理由)

マル優の適用を受ける預貯金等の預入を行う際には、金融機関に「非課税貯蓄申込書」を提出する必要があり、平成 28 年 1 月以後に提出する「非課税貯蓄申込書」にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要とされていましたが、所得税法等が改正され、平成 28 年 4 月 1 日以後に提出する「非課税貯蓄申込書」にはマイナンバー(個人番号)の記載が不要とされたため、FAQ の内容を更新しました。

(平成 28 年 3 月 31 日まで掲載していた取扱いについては「[平成 28 年 3 月 31 日までの取扱いについて\(PDF/115KB\)](#)」をご覧ください。)